

東京都における  
ペイオフ解禁後の新たな公金管理に向けて

「東京都の公金管理に関する検討委員会」報告

平成 14 年 1 月 30 日

## 東京都の公金管理に関する検討委員会報告

本検討委員会は、平成 13 年 10 月 30 日、貴職からの依頼を受け、ペイオフ解  
禁後の東京都の公金を管理する上で必要な具体的基準づくりなどについて検討  
を続けてきましたが、その結果を取りまとめましたので、ここに報告いたしま  
す。

平成 14 年 1 月 30 日

東京都出納長      大 塚   俊 郎   殿

### 東京都の公金管理に関する検討委員会

会 長	戸 田	壯 一
会長代理	大 崎	貞 和
委 員	小 原	由紀子
	細 田	弘
	松 澤	敏 夫

## はじめに

本年4月のペイオフ解禁を目前に控え、金融システムの安定化や金融機関の経営健全化の必要性が叫ばれて久しいが、金融機関の経営状況は一段と深刻さが増している。

ペイオフ解禁は自治体の公金管理のあり方にも転機となる。公金も一般預金と同じ扱いであり、公金管理の失敗が自治体財政に致命的な影響を与えかねない時代に入る。不透明で激動する金融情勢の中、東京都は、これまでにない公金管理のノウハウを蓄え、万全の体制を整えていくことが急務である。

このような状況の下で、本検討委員会は、昨年10月東京都出納長から今後の都の公金管理について、安全かつ効率的に管理する上で必要な基準づくりなどについて諮問を受け、具体的な検討を進めてきた。

本報告は、預金が「安全確実」ではなくなる環境にあって、都が金融機関の経営を的確に評価し、適切に公金管理を行っていくため講ずるべき都として独自の対応策をまとめたものである。

今後、都の公金管理にあたっての対応が様々な影響をもたらすことも予想されるが、「公金の安全を守ることを最重視する」視点に立ち、都民の信頼に応えていくことを求めたい。さらに、都の対応が、金融機関の一層の経営改善に向けた取組みにつながることを願ってやまない。

平成14年1月

東京都の公金管理に関する検討委員会  
会長 戸田 壯一

## 目 次

1	都の公金管理の現状と課題	
	(1) 公金管理の現状	・・・p.1
	(2) 金融機関の経営破綻により想定される影響	・・・p.1
2	今後の都の公金管理にあたっての基本的視点	・・・p.3
3	ペイオフ解禁に備えた公金管理の対応策	
	(1) 公金運用に係る対応策	
	安全な金融機関の選択	・・・p.4
	安全かつ効率的な金融商品の選択と運用手法	・・・p.9
	破綻に備えた債権保全策の検討	・・・p.11
	(2) 公金収納に係る対応策	
	収納代理金融機関の指定制度の見直し	・・・p.12
	破綻に備えた債権保全策	・・・p.12
	国への要望	・・・p.13
4	公金管理体制のあり方	・・・p.14

### 参考資料

東京都の公金管理に関する検討委員会設置要綱  
検討委員会委員名簿  
開催状況

# 1 都の公金管理の現状と課題

## (1) 公金管理の現状

東京都は、一般会計と特別会計をあわせた平成12年度決算額で約10兆円に上る財政規模を有しており、多岐にわたる行政活動により多額の公金の動きがある（図-1。以下、数字は平成12年度実績）。

出納長が管理する公金の動きには、都民や企業等との間で、都税や各種使用料、手数料等の収納を受けたり、都の事業執行等に伴い支払いを行う「公金収納・支払い」と、歳計現金<sup>1</sup>や基金<sup>2</sup>の資金を保管・運用する「公金運用」とに大きく分けられる。

公金の収納は、指定金融機関<sup>3</sup>や都市銀行などの各種銀行のほか、信用金庫、信用組合、農業協同組合など229法人に及ぶ収納代理金融機関<sup>4</sup>が取り扱っており、1日平均取扱金額は、指定金融機関では約50億円、収納代理金融機関合計では約122億円となっている。一方、公金の支払いは、指定金融機関等を通じて1日約396億円が支払われている<sup>5</sup>。

公金運用は、都市銀行等20行に預金するなどにより、歳計現金の年間平均残高は約4,937億円、基金の年度末残高は約1兆1,144億円となっている。基金については、そのうちの一部を有価証券により運用している（年度末残高約731億円）。

## (2) 金融機関の経営破綻により想定される影響

金融機関が破綻し、ペイオフが発動された場合、1千万円とその利息分を超える預金は、カットされる可能性がある。都の公金預金も一般預金と同じ扱いであり、カットの規模によっては、財政運営にも支障を来す恐れがある。

都の公金の現状を金融機関の破綻による預金カットの恐れとの関連で見ると、公金運用は、大口定期や譲渡性預金等により、歳計現金で一法人あたり年間平均残高約260億円、基金では同じく年度末残高約350億円に上っており、本年4月以降、取引先金融機関の破綻時には預金カットの恐れがある。

都民等が納付した収納金は、各収納代理金融機関から指定金融機関の都

---

1 歳計現金：普通地方公共団体の歳入歳出に属する現金で、事業執行に充てるまでの資金。

2 基金：特定の目的のために財産を維持し、資金を積み立てまたは定額の資金を運用するために条例により設置する財産。以下「基金」は、資金を積み立てる基金を指す。

3 指定金融機関：都道府県の公金の収納及び支払いの事務を取り扱う金融機関（地方自治法施行令第168条第1項）。議会の議決を経て一つの金融機関を指定することとなり、都は富士銀行を指定。

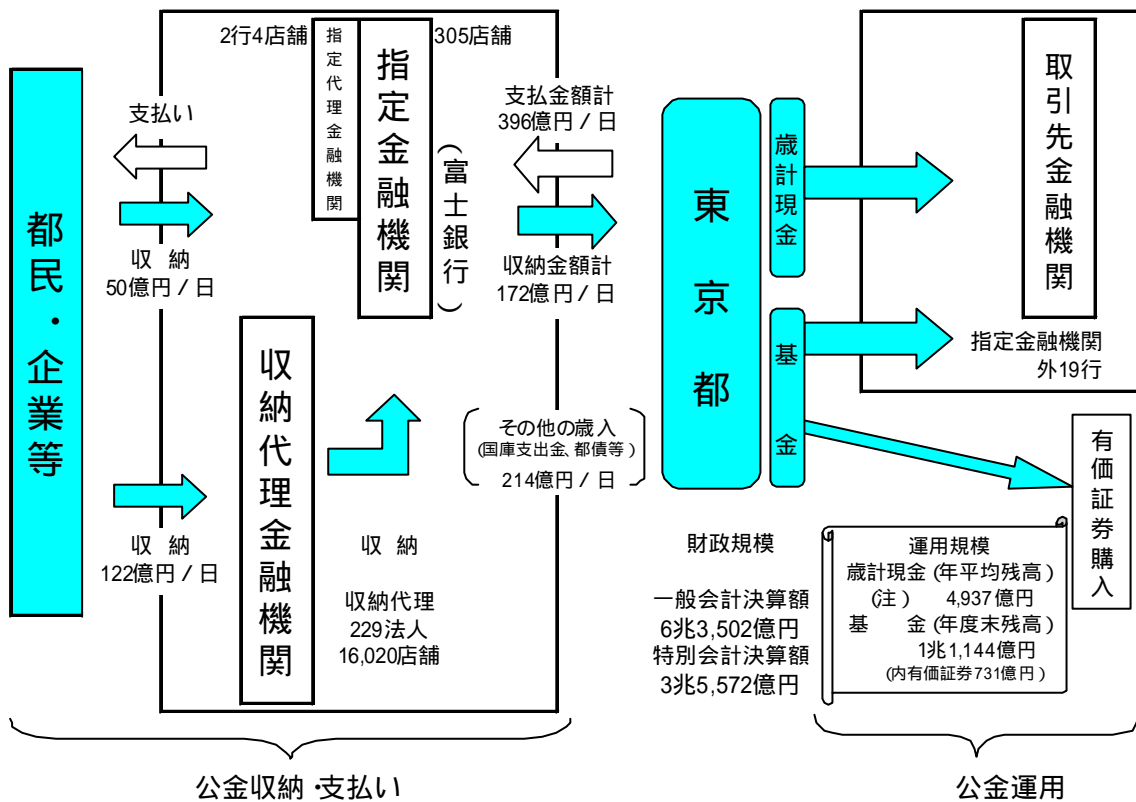
4 収納代理金融機関：普通地方公共団体の収納の事務の一部を取り扱う金融機関（地方自治法施行令第168条第4項）。都は、都内に本支店を有するほとんどすべての金融機関を指定。

5 支払い：支払金は指定金融機関から支払先口座に入金され、指定金融機関に文書扱い分が滞留する以外は、基本的に金融機関での滞留はない。

口座に回送されるまで数日間を要しており、この間、別段預金<sup>6</sup>に保管されている(図-2)。収納金の滞留額は、多くの金融機関で1千万円を超えており、この別段預金は流動性預金のペイオフが解禁となる平成15年4月以降、公金運用同様、カットの恐れがある。

このように、都の公金は、ペイオフの影響を受けない有価証券での運用を除き、金融機関の経営破綻時に預金カットの危険がある。

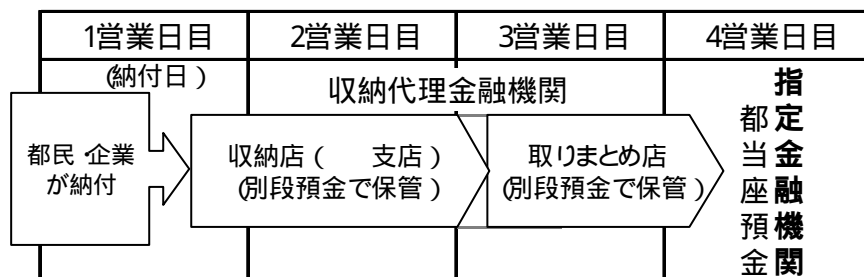
図-1 都の公金フローと金融機関との関係



上記金融機関以外に収納代理郵便官署があり、1日平均10億円程度収納  
 支払いは、指定金融機関及び指定代理金融機関を通じて都民・企業等に行う。  
 ・(注)平成12年度の歳計現金の運用額は、当初予算に比べ都税収入が大幅に伸びたため、  
 例年より増加した。

[数字は平成12年度実績]

図-2 収納代理金融機関を経由した収納金の流れ(銀行の場合)



6 別段預金：銀行業務に付随して発生する未決済、未整理の一時的な保管金を便宜上処理しておく預金種目。

## 2 今後の都の公金管理にあたっての基本的視点

本年4月のペイオフ解禁以降、都において、金融機関の破綻という最悪の事態に備え、具体的かつ現実的な対応策を講じていかなければならない。

都が現実の公金管理を行うにあたっては、次の3点を基本的視点として対応すべきである。

公金の安全性の確保を最重要視する。

公金が住民から預かった公の財産であることを踏まえ、その損失をもたらすことのないよう、公金の安全性を守ることを何よりも最優先すべきである。

公金の安全性を守りつつ、効率性を追求する。

公金運用にあたっては、自由競争と直接金融へとシフトする金融環境の変化をとらえ、安全性の確保を前提とした上で、最大限の効率性を追求すべきである。

状況に応じた的確な判断を行うとともに、都民への説明責任を果たす。

金融状況の変化等に応じて的確に判断することができるよう、組織として公金管理能力を高めるとともに、公金管理にあたっての基本的な方針等を都民に明確に示すべきである。

なお、都の対応による社会的影響力の大きさを考慮し、策定した基準の取扱いや基準に基づく対応を実行する際には、都民の不安をいたずらに助長することがないように留意すべきである。

### 3 ペイオフ解禁に備えた公金管理の対応策

ペイオフが解禁されると、都はこれまで以上に都民から預かった公金を安全かつ効率的に管理していかなければならない。

公金運用については、金融機関の安全性を様々な経営指標により評価し、安全な金融機関を選択するとともに、安全かつ効率的な金融商品を選択し、運用していくことが対応の基本となる。

また、都民から納付された収納金の安全性を確保することも都の責務であり、流動性預金のペイオフが解禁される平成 15 年 4 月までに、都は具体的対応策を講ずる必要がある。

以下、「公金運用」及び「公金収納」について、都が講ずるべき対応策をまとめた。

#### (1) 公金運用に係る対応策

預金については、安全な金融機関を選択するために必要な経営監視指標を選定するとともに、指標を組み合わせた対応基準を設定し、経営状況に応じた対応を決定する。

ペイオフの影響を受けない債券運用の拡大を図るほか、安全性と効率性を重視して金融商品を選択し、運用する。

#### 安全な金融機関の選択

公金を安全かつ効率的に保管・運用していくためには、経営破綻の恐れのない安全な金融機関を選択することが重要である。

まず、日常的、定期的な情報収集活動を通じ得られる情報の中から監視する経営指標を選定し、金融機関の経営状況を把握しておくことが基本となる。その上で、経営指標の組合せにより設定した基準に基づき、預金についての対応を決定、実行していく必要がある。

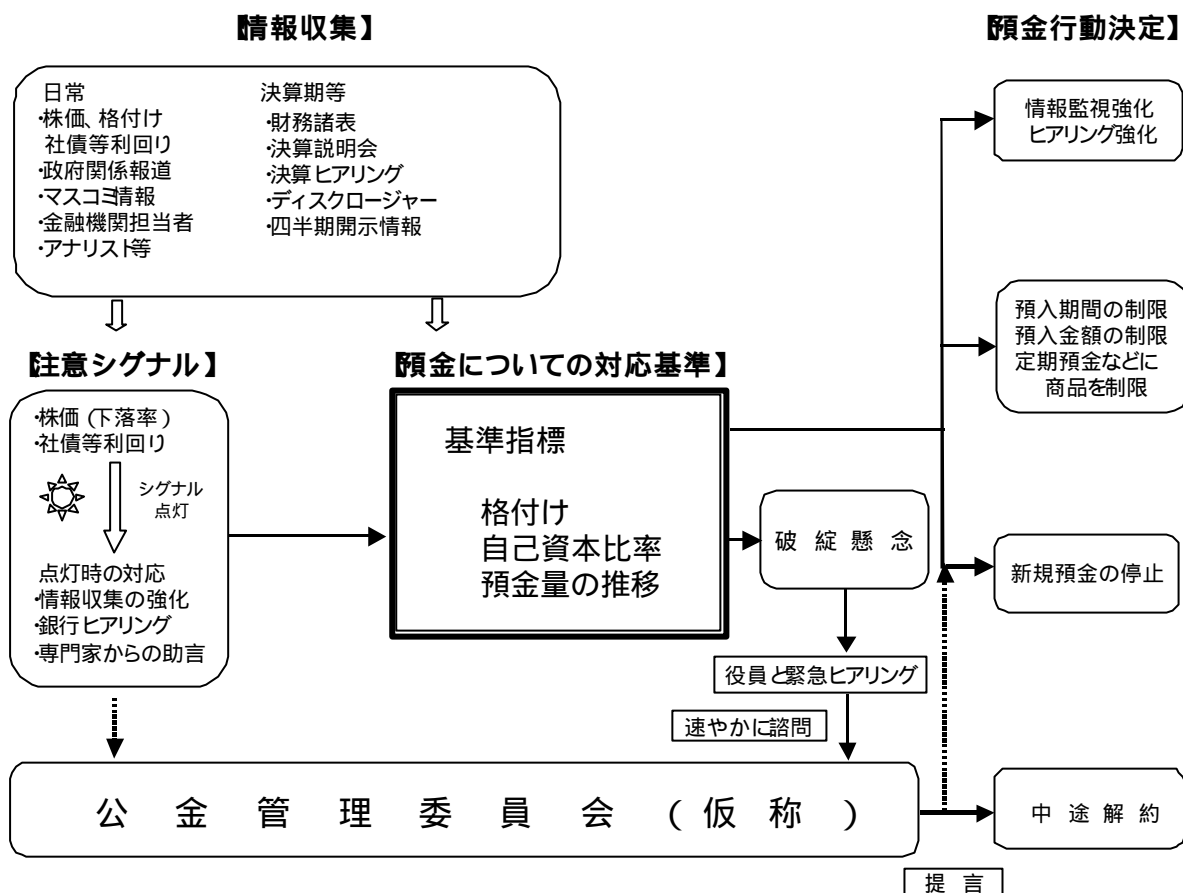
指標は、過去の破綻金融機関<sup>7</sup>の事例も踏まえ、経営破綻との距離を的確に把握できるものを選定し、さらに日常的な監視のための指標は、分かりやすく容易に入手できることを基本として抽出する。

預金について、金融機関の日常的な経営監視から対応基準により対応を決定するまでの危機管理フローを図 - 3 に示す。

7 破綻金融機関の事例：北海道拓殖銀行（平成 9 年 11 月）、日本長期信用銀行（平成 10 年 10 月）及び日本債券信用銀行（平成 10 年 12 月）。



図 - 3 預金についての危機管理フロ -



#### ア 定期的な財務分析

金融機関の経営状況の把握に際しては、決算書やディスクロージャー等定期的に得られる情報から財務分析することが基本であり、経営評価の基礎である。

そのためには、健全性・収益性・効率性・流動性の4つの側面から経営監視に活用する指標を選定し、数年間にわたって決算数値の内容と、傾向等を分析する必要がある(表-1)。

経営監視指標については、「業態内比較」や同一金融機関における「時系列推移」の状況で比較衡量を行う。あわせて、銀行の抱えるリスクへの対応度を評価するために、公表数値を様々な角度から分析することが必要である。

分析により、他の金融機関と著しく異なる数値や悪化傾向が見られた場合には、現時点で公表されていない数値について情報収集を行うなど踏み込んだ調査分析を実施し、経営破綻の可能性についてより確度の高い評価を行う。この評価を日常的な経営監視や預金についての対応に際しても、基礎とする必要がある。

これらの定量分析により、各金融機関の特徴や問題点をとらえた上で、指標に現れない経営姿勢等を把握するために、当該金融機関を取り巻く環境や経営戦略等についてヒアリングするなど、定性分析も行う。

表 - 1 財務分析に使用すべき経営監視指標

側面	選定理由	経営監視指標
健全性	財務体質の健全性の悪化は経営破綻の直接の原因となる。	自己資本関連 〔自己資本比率、Tier 1比率、保有株式時価総額 / Tier 1、自己資本の構成〕 不良債権関連 〔金融再生法開示債権、金融再生法開示債権比率、保全率、業種別貸出比率〕 資金調達利回り
収益性	自己資本充実の源泉となる収益力が破綻リスクを軽減させる。	期間損益 〔業務純益（一般貸倒引当金繰入前）、コア業務純益、経常利益、当期利益〕 総資金利鞘 ROA（総資産利益率）、ROE（総資本利益率）
効率性	経営効率化に向けた取り組みが健全性や収益性の向上に寄与する。	経費率（OHR）
流動性	破綻を最終的に決定するのは資金調達の可否である。	預金量の推移、預貸率

現時点において選定した経営指標は固定化するのではなく、金融環境や会計制度等の変化に応じ、専門家による委員会（公金管理委員会〔仮称〕。p.14）の意見も踏まえながら弾力的に対応する。

## イ 預金についての対応基準

都の預金については、「預金についての対応基準」を設定し、金融機関の経営状況の変化に応じて対応を決定する必要がある。

基準は、企業の信用力を評価する総合的な指標である「格付け」と健全性指標として国際的にも確立されている「自己資本比率」に加え、流動性リスクを把握する指標として「預金量の推移」を組み合わせることにより設定する（図 - 4）。

格付けは、複数の格付会社のものに着目する。また、自己資本には、将来の課税所得の見通しによって変動しうる繰延税金資産<sup>8</sup>（税効果会計相当分）や返済義務のある公的資金などが含まれており、真の自己資本の充実度を測るためには、資本性の強弱に応じて評価に差を設ける必要がある。このような点を考慮し、自己資本比率については、銀行法による規制基準（B I Sによる国際統一基準適用銀行 8 %、国内銀行 4 %）を上回る水準により、経営状況の健全性を判断する必要がある。

図 - 4 預金についての対応基準イメージ

基準指標		自己資本比率		
		B I S基準 +	B I S基準未滿	
格付け	投資適格水準	<div style="border: 1px dashed black; padding: 10px; text-align: center;"> <p>格付け「自己資本比率」に加え、「預金量の推移」を組み合わせ、経営状況に応じて以下の対応を決定する。</p> <p>制限なし 期間・金額・商品の制限 新規預金の停止 中途解約</p> </div>		中途解約
	投機的水準	中途解約		

国内基準適用銀行は国内基準による。

<sup>8</sup> 繰延税金資産：企業会計上の収益・費用と、税務会計上の益金・損金の相違から生じる差異の調整を図るために、貸借対照表に計上されるもので、同額が自己資本に算入される。今後5年間の課税所得に基づいて計上している場合が多く、その見通しの変更によって増減する点で資本としての安定性に欠ける。

この基準により、各取引先金融機関の経営状況に応じて、都の預金について、制限なし、預入期間・金額及び預金商品の制限、新規預金の停止、中途解約の対応を決定する。金融機関の経営状況が、預金について制限を必要とする水準に下落した場合は、速やかに基準に照らして必要な対応をとることとする。

取引先金融機関の格付けが投機的水準に下落した場合、または自己資本比率が銀行法による規制基準未滿となった場合には、公金の安全性の確保を最優先する観点から都の預金先として不適切であり、中途解約すべきである。これ以外でも経営状況に応じて中途解約すべき場合もあるが、解約にあたっては役員から緊急ヒアリングを行った上で公金管理委員会（仮称）に諮問することが望ましい。

なお、指定金融機関は、預金先であるとともに、収納・支払事務の取りまとめも行っており、預金規模や公金の安全性確保に対する責任は他行に比べて著しく大きい。このため、その経営状況は本基準において、預金の制限を受けないレベルを維持することは当然である。

#### ウ 「注意シグナル指標」と日常的な監視

イの基準による対応に先立ち、金融機関の経営悪化の兆候を早期に察知するための監視指標として「注意シグナル指標」の設定が必須であり、市場における信用力を反映した株価と社債利回り（利付金融債含む）の動向にリアルタイムで着目する。

株価については、東証株価指数（TOPIX）等及び業態内平均変動率と比較した期間別下落状況を常時監視する。また、当該金融機関が発行する社債の利回りについて、海外市場における発行分も含めて国債等及び他行の社債利回りと比較した上昇状況に注意する必要がある。

これらの指標が著しく悪化した場合には、金融機関の経営状況に注意シグナルが点灯したものとして、預金量など必要な情報開示を求め一方、専門家からの助言を聞くなど情報収集の強化に努める。さらに、今後の動向を注視し、必要に応じ公金管理委員会（仮称）への諮問を行ったり、イの基準による預金についての制限の強化を検討することが望ましい。

こうした指標による監視のほかに、債券・株式市場の動きや政府・日本銀行の情報、マスコミ報道等、様々な視点から日常的に経営状況の監視を行う必要がある。

## 安全かつ効率的な金融商品の選択と運用手法

ペイオフ解禁後に、都が安全かつ効率的な運用を行うためには、まず歳計現金と基金の2つの公金の種別に応じ、安全性において運用可能な金融商品の枠組みを設定し、その中で安全性・流動性・効率性の観点から、商品を選択することが必要である。

運用全体としては、これまで金融機関への預金を中心であったが、今後はペイオフの影響を受けない債券での運用を拡大すべきである。また、金融商品が多様化する中で、新しい商品については、その安全性を的確に判断しなくてはならない。

運用手法の面では、金融機関と商品の選択にあたり、安全性を確保した上で、効率性を追求する取組みを具体化する必要がある。

### ア 公金の種別に応じた金融商品の選択基準

保管・運用に際しては、公金の種別によって効率性の求められる程度や運用可能な期間が異なることから、それを前提に金融商品の枠組みを設定する必要がある。

#### (ア) 歳計現金

歳計現金は、最も確実かつ有利な方法で保管<sup>9</sup>することが何より優先すること、支払いに充てるため1年以内で保管するものであることから、金融機関への預金による保管が主となる。

預金については、(p. 4 ~ 8)で述べた安全な金融機関へ預金することが大前提である。また、債券については、支払いに必要な流動性を阻害しない範囲で、短期の国債(主にFB及びTB<sup>10</sup>)により保管することも可能である。その場合は、債券価格の変動リスクを避けるために、資金需要を十分考慮し、原則として中途売却せずに満期まで持ち切ることとする。

#### (イ) 基金

基金は、確実かつ効率的な運用<sup>11</sup>が求められること、個々の基金の性格によっては長期(1年超)の運用も可能であることから、預金及び信用力の高い債券などから選択して運用する。

預金については、歳計現金と同様、安全な金融機関を選択して運

9 最も確実かつ有利な方法で保管：地方自治法第235の4条第1項に「最も確実かつ有利な方法によりこれを保管しなければならない」と規定されている。

10 FB：政府短期証券、TB：短期国債。

11 確実かつ効率的な運用：地方自治法第241条第2項に「確実かつ効率的に運用しなければならない」と規定されている。

用する。

債券については、今後は購入を拡大する。対象としては国債や政府保証債等が挙げられる。ただし、歳計現金と同様、原則として満期まで持ち切ることとする。

効率性を重視する観点から、国債等以外の債券による運用も考えられる。ただし、運用対象とする場合は、信用力の安定性確保の面から公益的事業を行う法人<sup>12</sup>の発行するものとし、かつ債務履行の確実性が非常に高いと判断される格付けを取得しているものとするなど、安全性の確保に十分留意する。

公社債投信については、実質的に元本保証される商品であれば、購入の検討対象となりうる。

#### イ 安全かつ効率的な運用手法

今後の公金運用に際しては、金融機関や商品の安全性を確認した上で、運用手法の工夫により効率性を追求していくことが必要である。また、明確な資金管理の基本方針や基準の下に保管・運用を行い、都民に対する説明責任を果たしていくことが重要である。

具体的には、預金及び債券購入において、競争性や機動性に優れた取引手法を組み合わせることにより、安全な商品の枠組みの中で効率性を追及していくべきである。この際、取引先金融機関の数は、一定規模の預金額を確保しスケールメリットを出すため、抑制する方が効率的である。

また、運用に伴う様々なリスクを回避するために、運用商品や運用先の金融機関、さらに運用期間を分散して、金融機関の破綻の影響を最小限に抑制することや、金利変動への対応力を確保することが必要である。

---

12 公益的事業を行う法人：例えば、電気・ガス事業等を行う法人。

## 破綻に備えた債権保全策の検討

預金債権を金融機関の経営破綻から保全する方策として、以下の検討を行った。

### ア 借入金（地方債・一時借入金）との相殺

事業執行のため発行する地方債（都債）を、金融機関の破綻時に預金債権と相殺し、リスク回避を図る方策である。

都債は、他道府県における地方債と異なり、すべて証券方式<sup>13</sup>により市場から資金調達を行っている。発行額も抑制基調にある中で、都の預金全体を相殺により保全するためには、証券方式による資金調達を削減して、証書方式による金融機関からの借入れに切替える必要がある<sup>14</sup>。これにより、都債の流動性や商品性が低下し都の資金調達全体への支障や発行コストの増加が見込まれるとともに、取引先や預金額に応じた機動的対応が困難であるという課題がある。

また、一時借入金<sup>15</sup>も預金債権との相殺の対象となりうるが、短期的で不定期な借入れであることから、現実性に乏しい。

### イ 国債等への質権設定

預金の担保として金融機関が保有する国債等の提供を受けて質権を設定し、金融機関の破綻時に処分することにより、リスク回避を図る方策である。

本方策については、日本の銀行取引上、金融機関から預金に対する担保提供を受けることが想定されておらず、公金を一般預金と区別して扱うことに預金者間の公平性の問題がある。アメリカではニューヨーク州等が公金預金に対する担保制度を州法により制定しており、本方策の実現には立法措置等による社会的合意が必要と考えられる。

検討結果として、都の預金全体の保全策としては、いずれも難点があるため、適切な金融機関に預金することと安全な金融商品を選択することを、都としての対応の基本とすべきである。

---

13 証券方式：都債のうち、金融機関が引き受ける市場公募債及び銀行等縁故債については、すべて証券方式である。

14 証書方式への切替え：預金債権と借入債務との相殺には、債権債務が取引先金融機関と地方自治体とに特定される必要があり、そのために地方債の発行形態を証書方式に切替える必要がある。

15 一時借入金：収入と支出の時期のずれにより生じる資金不足を、一時的に補うために行う借入金。都においては、平成3年度以降借入実績はない。

## (2) 公金収納に係る対応策

収納金を金融機関の信用リスクから保全するため、収納代理金融機関の指定制度を見直す。

収納代理金融機関の経営状況は様々であり、経営状況の十分な把握も困難であるため、債権保全策の検討が必要である。

公金の収納金については、金融機関の経営破綻時に保護扱いとするよう、国への要望を検討する。

### 収納代理金融機関の指定制度の見直し

収納代理金融機関の指定制度は、収納の利便性と効率性を重視した形式的な要件が中心であった。しかし、ペイオフ解禁後は、金融機関の経営破綻により収納金の一部が失われる恐れがあるため、安全性確保を最優先する観点から、収納金を金融機関の信用リスクから保全するための要件を定めていく必要がある。

具体的には、自己資本比率による健全性の確認や定期的な経営状況の報告を求めることなどが考えられる。また、公金管理委員会（仮称）の提言を受けた上で指定を取り消す内容の規定を設けることについて、検討する必要がある。

### 破綻に備えた債権保全策

#### ア 債権保全の考え方

ペイオフ解禁後は、収納の利便性と効率性に優先して収納金の安全性確保の重要性が増大する。昨年来、地方銀行や信用金庫、信用組合等の破綻が相次ぎ、未だ経営の健全性に疑問のある中小金融機関も数多く存在している。

都が指定している収納代理金融機関も、経営規模や経営状況は多種多様である。経営の実情を判断するための指標である格付けや株価の有無も様々であり、経営状況の十分な把握は困難である。また、収納窓口として広く都民の利便性に寄与しており、預金についての対応とは異なり、経営状況に応じた段階的な対応がとりがたい。

このような状況の中で、収納金を確実に金融機関の破綻から守るためには、債権保全策の検討が必要である。



## イ 具体的対応策の検討

債権保全の具体的な方策としては、まず、滞留期間の短縮等により債権額の圧縮を図ることが考えられる。しかし、この手法により、すべての金融機関の滞留額を1千万円以下に圧縮することは困難であり、保全策としては不十分である。

金融機関に担保の提供を求めていくことや借入金との相殺の手法を取り入れることも検討する必要があるが、いずれの場合も、対象となる金融機関が200以上に及ぶこと、完全に保全するためには設定額をピーク時の収納額<sup>16</sup>にあわせることが必要となり莫大な金額となるなどの課題がある。さらに、担保は金融機関の合意が必須であり、相殺では預金債権の保全策と同様の課題（p.11 (1) ア）が挙げられる。

これらの方策はそれぞれ課題があるが、複数を組み合わせるなどして、収納金の債権保全を検討していく必要がある。その際、日本銀行が、歳入代理店<sup>17</sup>の国庫金取扱いに対して講じている担保による保全の方策を参考とすることも考えられる。

## 国への要望

都が金融機関の経営破綻の懸念から収納金の安全性を確保するために、指定を取り消した場合には、都民の利便性や収納の効率性を損なうことが避けられず、債権保全策の実行は上記のとおり課題が多い。

収納金のペイオフ対策は、地方自治体に共通の、自ら解決することが極めて困難な課題であるが、平成15年4月の流動性預金のペイオフ解禁までに残された時間は少ない。

地方自治体の収納金の多くが保管されている別段預金は、通常、無利息であり、別段預金の国内銀行預金等残高に占める割合はわずか1.6%、うち7割程度は公金関係<sup>18</sup>となっている。

収納金は、住民が納付した現金が地方自治体に到達するまでの間、一時的に滞留しているにすぎず、保管や運用を目的として預けているものではない。公金の収納金は、金融環境の不安定な現時点においては、地方自治体の自己責任の範囲外ととらえるべきであり、ペイオフ解禁に先立ち、国に対して、金融機関の破綻時に保護扱いとする措置を求めていくことを検討すべきである。

16 一金融機関あたりのピ - ク時収納額（平成13年5月31日。括弧内は平成12年度一日平均収納額）  
銀行：51.48億円（91百万円）、信用金庫：3.06億円（21百万円）、信用組合：25百万円（4百万円）、  
農協：94百万円（7百万円）、その他：10.46億円（32百万円）

17 歳入代理店：国庫金の受入れを行う金融機関の店舗で、日本銀行が設置する（平成12年度約2万3千店舗）。

18 金融審議会第二部会資料（平成11年11月）より

#### 4 公金管理体制のあり方

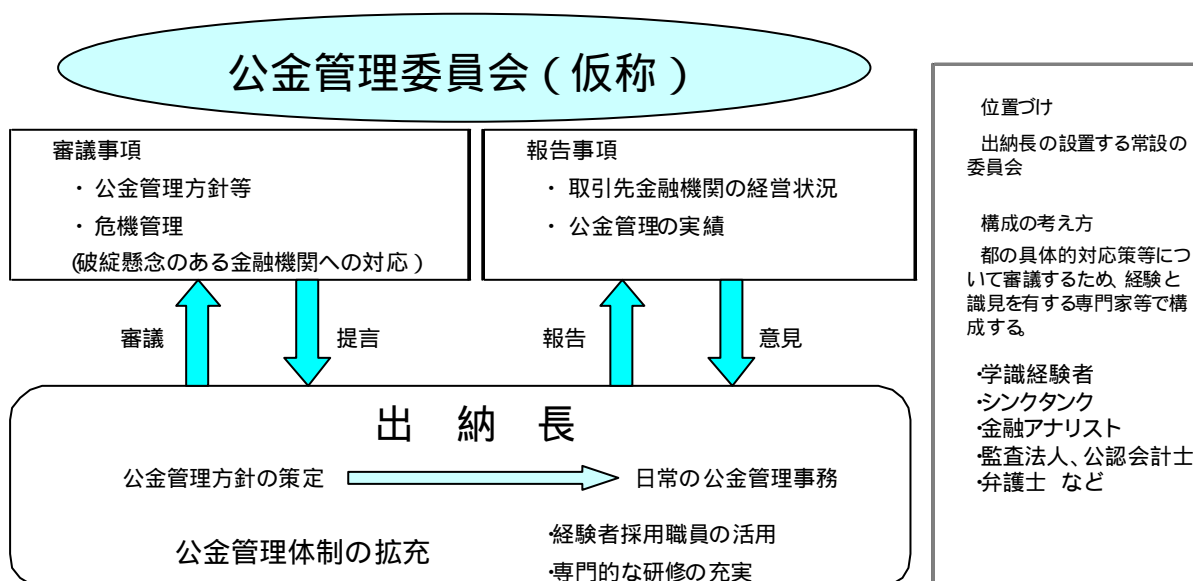
ペイオフ解禁後に、都は、これまでに述べたような基準等に基づいて対応策を実行していくことが安全な公金管理を行う上で不可欠であるが、変化の激しい金融情勢の中で公金管理の業務を的確に行うにあたり、通常の行政組織のみでは、都民の付託に十分応えていくことが難しい。そのため、金融分野の専門家の経験と識見を活用していく体制を構築する必要がある。

具体的には、学識経験者や金融分野の専門家等で構成する「公金管理委員会（仮称）」を設置し（図 - 5）、金融情勢の動向を的確に判断し、基準に照らして適切に公金管理の対応を行うとともに、都民に説明責任を果たしていくことが重要である。

都は、公金管理方針の策定や破綻懸念のある金融機関への対応などについて本委員会より専門的な立場から提言を受ける。また、定期的には、取引先金融機関の経営状況を報告して意見や評価を受けるとともに、公金運用の実績についても報告し、都民に明らかにしていくことが必要である。

もとより、実際の公金管理の任にあたる組織と職員との専門性を高めていくことが重要である。公金管理組織の拡充や、金融分野の職務経験者の活用及び専門的な研修の充実等を図り、職員は常に自己研鑽に努めるべきである。

図 - 5 公金管理体制のイメージ



## 参 考 資 料

東京都の公金管理に関する検討委員会設置要綱

検討委員会委員名簿

開催状況

# 東京都の公金管理に関する検討委員会設置要綱

平成13年10月19日  
13出総第1427号  
出納長決定

## (設置目的)

第1条 東京都出納長の管理する公金について、ペイオフ解禁後、安全かつ効率的に管理する上で必要な具体的基準づくりなどについて検討を行うため、「東京都の公金管理に関する検討委員会」(以下、「検討委員会」という。)を設置する。

## (検討内容)

第2条 検討委員会は、次に掲げる事項について検討を行い、その結果を東京都出納長に報告する。

- (1) 安全な金融機関の選択基準について
- (2) 安全かつ効率的な金融商品の選択基準について
- (3) 金融機関の経営破綻に備えた対応策について
- (4) その他公金管理に関する必要な事項

## (組織)

第3条 検討委員会は、別表に掲げる者をもって構成する。

2 委員の任期は、検討が終了するまでの間とする。

3 検討委員会には、会長及び会長代理を置く。

4 会長は、委員の互選により選任し、会長代理は、検討委員会に属する委員のうちから会長が指名する。

5 会長は、検討委員会を代表し、会務を主宰する。

6 会長代理は、会長を補佐するとともに、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

## (会議)

第4条 検討委員会は会長が招集する。

2 検討委員会は公開で行うものとする。ただし、検討委員会の決定により非公開とすることができる。

## (作業部会)

第5条 検討委員会の討議資料を作成するため、検討委員会の下に作業部会を設けることができる。

2 作業部会には、会長が指名する委員が参加し、助言を行うものとする。

## (意見の聴取)

第6条 検討委員会は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、意見を聞くことができる。

## (庶務)

第7条 検討委員会の庶務は、出納長室において処理する。

## (雑則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、検討委員会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

附則 この要綱は、平成13年10月30日より施行する。

## 検討委員会委員名簿

（敬称略）

戸 田 壯 一	神奈川大学経済学部教授
大 崎 貞 和	(株)野村総合研究所 資本市場研究室長
小 原 由紀子	クレディ スイス ファースト ポストン証券会社 金融アナリスト
細 田 弘	(株)格付投資情報センター 格付本部 格付第二部部長 チーフアナリスト
松 澤 敏 夫	東京都財務局主計部長

：会長、           ：会長代理

## 開 催 状 況

回	年 月 日	議 事 内 容 等	備 考
1	平成 13 年 10 月 30 日	都の公金管理の現状 金融機関の経営破綻により想定される状況 対応策の方向性	公 開
2	平成 13 年 11 月 20 日	安全な金融機関の選択基準 安全かつ効率的な公金運用のあり方	非公開
3	平成 13 年 12 月 19 日	安全な金融機関の選択基準（修正） 金融機関の破綻に備えた債権保全策 公金管理体制	非公開
4	平成 14 年 1 月 30 日	検討委員会報告	公 開